

養父市とがやま温泉天女の湯
指定管理者募集要項

令和 8 年 9 月
養父市産業環境部

目 次

1	事業の概要	1
2	募集の趣旨・目的	1
3	対象施設の概要	1
4	指定期間	2
5	指定管理者が管理する施設の管理基準・業務の範囲	2
	(1)管理基準	
	(2)業務の範囲	
	(3)具体的業務内容	
	(4)管理運営費用について	
	(5)業務の再委託の制限	
6	要求水準	4
	(1)事業運營業務及び施設の達成目標	
	(2)運營業務体制・維持管理業務	
	(3)提出書類	
	(4)セルフモニタリング	
	(5)その他業務に付随する事項	
	(6)急病等への対応	
	(7)緊急事態への対応	
	(8)市への報告と市からの指示	
	(9)引継ぎ事務	
7	リスク分担及び賠償責任保険の加入について	6
8	関係法令等の遵守	7
9	利用料金及び指定管理料に関する事項	7
	(1)利用料金制度	
	(2)指定管理料	
	(3)自主事業等による収入	
	(4)会計年度	
10	指定管理者の経理の方法	8
	(1)会計の独立	
	(2)管理口座	
11	申請手続等	8
	(1)申請書類等の提出方法	
	(2)提出書類	
	(3)申請資格	
	(4)現地見学会	
	(5)質問の受付	
	(6)指定管理者指定の申請にかかる留意事項	
12	指定管理者の審査・選定の方法	10
	(1)基本的な考え方	
	(2)審査方法	
	(3)審査項目	
	(4)採点方法及び選定基準	
	(5)指定管理者候補選定	
	(6)審査結果の通知	
13	協定の締結	12
14	スケジュール	12
15	その他注意事項等	13
	(1)モニタリング	
	(2)指定の取消し等	
	(3)事業の継続が困難となった場合	
	(4)立ち入り検査	
	(5)注意事項	
16	添付資料	14
17	問い合わせ先及び書類の提出先	14

1 事業の概要

本施設は、優れた療養温泉成分を有する「とがやま温泉」を、リハビリ温浴機能を持った温浴施設として、広く利用していただくことにより市民の健康増進に繋げることを目的に、平成 14 年 12 月に養父市(旧八鹿町)が開設しました。「とがやま温泉」は、多量の炭酸水素イオン(重曹)、塩化ナトリウムとマグネシウムなどを含有しており、浴用適応症は 21 症にも及ぶことから、周辺の医療福祉施設、宿泊施設等と連携した滞在型療養施設としての機能も期待できます。

また、養父市の氷ノ山・ハチ高原を中心とした地域は、従来から多くの観光客等が訪れる関西有数のアウトドアスポーツエリアであることに加え、北近畿豊岡自動車道八鹿氷ノ山インターチェンジが施設から約1kmの位置にあることから、関西都市圏からの交流人口の立ち寄り拠点として、地域資源の活用促進にも繋げて行きたいと考えています。

2 募集の趣旨・目的

本施設は、当初、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく事業(PFI事業)により、選定した事業者が養父市とのPFI契約に基づき管理運営を行ってきましたが、平成 29 年 11 月 30 日をもって契約期間が満了、その後、指定管理者制度で3年間、市直営で6年間、運営しているところです。

養父市は、本施設を市民の健康増進と地域の活性化、都市との交流・観光客の誘致の上で、欠かせない重要拠点施設であると捉えており、民間事業者の経営ノウハウ・資金力を活用した効率的・効果的な運営を実施するために、指定管理者の募集を行います。

本施設の管理運営に当たっては、地域住民、周辺関連施設等とのより良い関係の上に立つて所期の目的を達成し、地域はもとより市の発展に大きく寄与することを期待します。

3 対象施設の概要

名 称	養父市とがやま温泉天女の湯
所 在 地	養父市八鹿町高柳 488 番地の1
設置時期	平成 14 年 12 月 14 日
施設概要	〔敷地面積〕 3,472.46 m² 〔構造・規模〕 構造:鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 2 階建 延床面積:882.35 m²(1階:355.71 m² 2階:526.64 m²) 〔主な施設〕 入浴施設 1階:露天風呂、サウナ、静止浴槽、マッサージ浴槽 身体障がい者対応浴槽 2階:展望露天風呂、サウナ、静止浴槽 マッサージ浴槽 食堂 昼休息コーナー 18 畳 物販・情報コーナー 付帯施設 トイレ、洗面所、脱衣室、サービスカウンター エレベーター他 駐車場施設 85 台(うちマイクロバス 5 台)

	〔温泉の概要〕 泉 質:炭酸水素塩泉 泉 温:約 30℃ 湧出量:約 53ℓ／分 効 能:神経痛、筋肉痛、関節痛ほか
--	--

4 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とします。
 なお、期間満了後は、市との協議の上、再指定することを可能とします。

5 指定管理者が管理する施設の管理基準・業務の範囲

(1)管理基準

養父市とがやま温泉天女の湯設置及び管理条例及び同条例施行規則(以下「条例及び規則」という。)に基づく現行管理基準は次のとおりです。施設の営業日や営業時間については指定管理者の創意工夫に基づく積極的な提案を求めます。

① 営業時間

規定はありません。所定の手続を経て、営業時間の設定をすることができます。

② 利用料金の設定

条例第5条別表の規定を基準としますが、所定の手続を経て、利用料金の設定をすることができます。

※使用料の見直しについて、令和8年9月議会に上程しています。本議会で承認された場合、使用料は「大人 800 円、小人 500 円」に改定されます。(ケア浴場、食堂については、変更ありません。)

※市民などの健康増進に係る利用促進を目的に、下記の減免を実施しています。指定管理者による運用後も、本減免を継続してください。

①天女倶楽部:65歳以上の養父市民が対象。年会費無料、入浴料 300 円割引。

②タイムサービス:毎週火曜日、金曜日 10 時から 12 時まで、大人のみ入浴料 300 円割引。

③ 使用期間

毎年度4月1日から翌年3月31日までとします。

④ 開館日

規定はありません。所定の手続を経て、開館日及び休館日の設定をすることができます。

⑤ 臨時休館日

次の事由による場合は、事前に市の承認を得た上で、施設の一部の利用を制限し、又は施設全部を休館することができます。

- ・各種設備機器等の修繕を行う場合
- ・その他、指定管理者に合理的な理由がある場合

⑥ 目的外使用について

目的外使用については、養父市行政財産の使用許可に関する使用料条例に基づき市の許可が必要です。

⑦ 守秘義務

指定管理者若しくは本業務の全部又は一部に従事する職員は、本業務の実施によって

知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用することはできません。

また、指定管理者の事業期間が満了し、又は指定が取り消され、若しくは従事者の職務を退いた後においても同様とします。

(2)業務の範囲

条例及び規則に基づく指定管理者の業務の範囲は、次のとおりです。

- ① 条例第3条に規定する業務
- ② 条例第10条に規定する業務
- ③ その他施設の設置目的を達成するため市が必要と認める業務

※ 事務引継業務

指定管理者指定の議決から指定開始までの期間においては、必要書類作成、各種印刷物作成業務や事務引継ぎ及び各業務の習得を行っていただきます。ただし、習得期間の費用については、指定管理者の負担とします。

(3)具体的業務内容

条例及び規則に基づき指定管理者が行う業務の具体的内容は、次のとおりです。

- ① 定められた施設利用料を徴収する。
- ② 利用者に施設及び付帯する設備、備品等を貸し出す。
- ③ 電話等での各種問合せへの対応を行うとともに、施設利用者に対して必要な対応を行う。
- ④ 施設利用者に対して施設利用方法等の案内を行う。
- ⑤ 施設不具合や施設利用に対する意見、要望などへの対応を行う。
- ⑥ 施設内での拾得物を管理し、必要な場合は警察に届ける。
- ⑦ 催事情報等を知らせる案内表示を行い、施設内情報を利用者に提供する。また、情報発信地として関係施設等のパンフレット類を設置し利用者の利便に供する。
- ⑧ 近隣施設、団体等と連携した施設運営を行う。

(4)管理運営費用について

指定管理者が担う管理運営経費については、原則として利用料金、その他の収入から支出することになります。

① 施設及び備品の修繕

1件当たりの見積金額が100千円未満の修繕は指定管理者の負担で行い、1件当たりの見積金額が100千円以上の修繕は市の負担で行います。

② 備品の扱い

- ・ 市は事業期間中において、指定管理者に当施設の備品を無償で貸与します。
- ・ 指定管理者は、事業期間中、備品を常に良好な状態で管理してください。指定管理者が故意又は過失により備品が利用できなくなった場合は、指定管理者の負担で当該備品の処分及び同等備品を再調達することとします。
- ・ 備品が経年劣化等により利用に供することができなくなった場合、市と協議の上、必要に応じて市が同等備品を購入します。なお、市が認めた場合は、指定管理者が購入することも可能とし、この場合は指定管理者に帰属するものとします。

③ その他市が費用負担するもの

- ・ 建物火災保険料

- ・ 施設借地料
- ・ 泉源及び温泉水供給設備の管理に関する経費（維持点検業務、配管洗浄経費、薬剤費、緊急通報システム経費、泉源施設電気代、修繕費等）

(5) 業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託することはできません。
また、業務の一部の再委託については、事前に市の承認を得なければなりません。

6 要求水準

指定管理者は、本施設を有効かつ効率的に活用し、質の高いサービスを提供するものとします。
また、以下に示す要求水準は、市が指定管理者に要求するサービス水準並びに具体的な指針を示すものであり、市が要求するサービスの最低水準です。指定管理者は、要求水準として具体的な仕様のある内容について、これを遵守して提案を行うものとし、要求水準として具体的な数値が規定されていない内容については、積極的に創意工夫を発揮した提案を行ってください。

(1) 事業運営業務及び本施設の達成目標

指定管理者が行う運営業務の達成目標は、表のとおりとします。

項 目	要求水準	目標数値
就業の確保		
市民の雇用確保	本業務に係る新たな雇用に占める養父市民の割合	70%
施設の利活用		
施設利用の確保	施設利用の延べ人数	82,000 人/年
	身体障がい者対応浴室利用の延べ人数	120 人/年
食堂の活用		
食堂の活用	食堂の活用に向けて、検討と取組み又は募集を行うこと。 ※飲食以外の活用も可とする。 (例) 食堂、軽食コーナー、遊戯室、展示室 など	常時

(2) 運営業務体制・維持管理業務

指定管理者は、管理運営業務を適正に実施するため適正な職員を配置し、職員の勤務形態は本施設の運営に支障がないように定めるものとします。

- ① 運営業務の全体を総合的に把握するとともに、業務の調整を行う総括責任者を配置すること。
- ② 本施設の管理運営に必要な資格を有する者を置くこと。
(防火管理者、危険物取扱者乙種4類及び提案内容に必要な資格 等)
- ③ 各業務の責任体制を確立し、業務の開始前に市に届け出ること。また、責任体制を変更した場合も同様とする。
- ④ 各業務において責任者を配置し、業務を把握すること。ただし、各業務の責任者の常駐は不要であり、また、総括責任者又は各業務の責任者は兼務することも可とする。
(本施設営業時間中においては、総括責任者又は業務の責任者が1人以上常駐することを想定しています。)
- ⑤ 職員に対し、研修を実施し運営業務の遂行に必要な知識と技術の習得に努めること。

- ⑥ 本施設を常に清潔に保ち、衛生環境に配慮すること。
- ⑦ 利用者対応は、迅速かつ親切で的確な対応を行うこととし、身体障がい者や高齢者等に対しては十分な配慮を行うこと。

(3)提出書類

- ① 指定管理者は、毎年度の運營業務の実施に先立ち、毎年3月10日までに実施体制、実施工程等必要な事項を記載した事業計画書を市に提出し、承認を得ること。なお、事業計画書の書式及び記載内容は、市と協議、調整の上、決定するものとする。
- ② 指定管理者は、各年度の終了後1か月以内に事業報告書を市に提出すること。なお、事業報告書の書式及び記載内容は、市と協議、調整の上、決定するものとする。
- ③ 指定管理者は、営業期間中、日報を作成し、毎月、利用状況報告書と併せて市に提出すること。なお、日報、利用状況報告書の書式及び記載内容は、市と協議、調整の上、決定するものとする。

(4)セルフモニタリング

指定管理者は、施設利用者からの意見・要望の聴取を行うなど、施設運営への利用者ニーズの反映に努めなければならない。

また、施設の適切かつ良好な管理運営及びサービス向上の観点から、セルフモニタリングを実施するとともに自己評価を行い、その報告書を毎月の利用状況報告書と併せて市に提出すること。

(5)その他業務に付随する事項

- ① 市は指定管理者に対して、指定期間中、本施設の運営について、随時その説明を求め、また、その運営状況を指定管理者立会の上で確認することができる。
指定管理者は、管理運営状況その他についての説明及び市による確認の実施について、最大限の協力を行うものとする。
- ② 前項に規定する説明又は確認の結果、運営状況が事業計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、市は指定管理者に対してその是正を勧告するものとする。この場合、勧告後速やかに対応を行った後、指定管理者は10日以内に市に対して当該勧告に対する対応状況を報告しなければならない。

(6)急病等への対応

指定管理者は、本施設の利用者の急な病気、けが等に対応できるよう、救急用品等を備えるとともに近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。

AED(自動体外式除細動器)について、必要時に対応できるように使い方等を熟知しておくこと。

(7)緊急事態への対応

指定管理者は、自然災害、人為災害、事故等のあらゆる非常事態に備え、あらかじめ緊急対応マニュアルを作成し市に報告するとともに、定期的に訓練を行うなど非常事態に備えること。

(8)市への報告と市からの指示

指定管理者は、次の各号に該当する場合は、速やかに市に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

- ① 災害その他の事故により、負傷者等が発生したとき。
- ② 災害その他の事故により、施設にかかる市の財産に支障が生じたとき。
- ③ 施設の利用を中止する必要があるが生じたとき。
- ④ その他業務実施上、不測の事態が生じたとき。

(9)引継ぎ事務

指定管理者は、指定期間開始前においては、円滑かつ支障なく管理運営業務を実施するため、また、その指定期間満了時において、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、管理運営業務を実施できるように引継ぎを行うこと。

7 リスク分担及び賠償責任保険の加入について

協定締結に当たり、市が想定する主なリスク分担の方針は次表のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものであり、この表に記載していない事項や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

(負担者側に ○)

No	種 類	リスクの内容	負 担 者	
			養父市	指定管理者
1	指定管理への円滑な移行	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	計画変更	市及び市議会での方針転換又は行政的理由により増加経費の負担	○	
		上記以外の場合		○
3	法令等の変更	当該事業に直接影響を及ぼす変更	○	
		上記以外の場合		○
4	事業の中止及び延期	市の債務不履行、当該サービス不要となった場合	○	
		指定管理者の事業放棄又は破綻		○
5	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
6	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等		○
7	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
8	施設の修繕	1件 10 万円未満の修繕		○
		1件 10 万円以上の修繕	○	
		泉源及び温泉水供給設備に関する修繕	○	
		管理上の瑕疵による施設等の修繕		○
		第三者の行為から生じた損害のうち、相手方が特定できない場合	協 議	
9	業務水準不適合	募集要項に定めた要求水準に不適合な場合		○

10	需要変動	天候や社会状況の変化による利用者数の変動等		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動		○
11	利用者への対応(※1)	施設の設置瑕疵による場合	○	
		施設の管理瑕疵による場合		○
12	温泉湧出量の減少	温泉の枯渇または湧出量の減少により、経営に重大な支障が生じた場合	○	
13	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害(騒音、振動、臭気等)		○
14	指定期間終了時の費用	指定期間が終了した場合又は指定を取り消した場合の撤収に関する費用		○

※1「利用者への対応」について、指定管理者は、次の補償以上の補償保険及び賠償責任保険に加入することを義務付けます。

補償内容

種 類	補償内容
傷害補償 (身体賠償)	・死亡保険金 500万円 ・後遺障害保険 20～500万円 ・入院保障 2～30万円 ・通院保障 0.5～12万円
賠償責任保険 (身体・財物賠償)	・身体賠償 1名につき2億円 ・財物保障 1事故につき1億円

8 関係法令等の遵守

施設の管理運営に当たって、条例、規則のほか次に掲げる法令等を遵守すること。

- ① 地方自治法、同法施行令ほか行政関係法令
- ② 地方公営企業法、同法施行令ほか関係法令
- ③ 養父市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例、同条例施行規則
- ④ 養父市とがやま温泉天女の湯設置及び管理条例、同条例施行規則
- ⑤ 個人情報保護に関する法律及び養父市個人情報保護条例、同条例施行規則
- ⑥ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
- ⑦ 情報公開条例
- ⑧ 当該公の施設に係る個別の関係法令
- ⑨ その他関係法令等

9 利用料金及び指定管理料に関する事項

(1) 利用料金制度

本件は地方自治法第244条の2第8項及び養父市とがやま温泉天女の湯設置及び管理条例第11条の規定による利用料金制度を適用します。

なお、利用料金の設定又は変更にあたっては、市の事前承認が必要となります。

(2) 指定管理料

- ① 指定管理料は会計年度毎に養父市と指定管理者の協議に基づき決定しますが、初年度の

委託料が次年度以降の委託料のベースとなります。

- ② 指定管理者は、指定管理料及び利用料金等により、上記の管理基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を適切かつ良好に行うものとします。

(3) 自主事業等による収入

指定管理者が行う自主事業については、事業収入を指定管理者の収入とすることができます。

(4) 会計年度

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月 31 日までを基準とします。

10 指定管理者の経理の方法

(1) 会計の独立

指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うに当たり、自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規程を設けるとともに、本施設の収支を明確にすること。

※指定管理者は、法人等にかかる市民税、事業を行う者にかかる事業所税、指定管理者が新たに設置した資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性があるため、市役所税務課にお問い合わせください。

なお、法人税・消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、県税事務所へお問い合わせください。

(2) 管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理すること。

11 申請手続等

(1) 申請書類等の提出方法

市のホームページ又は事務局で書類を入手し、事務局へ直接提出してください。(郵送、ファクシミリ等による送付、受付はしません。)

申請受付期間は、令和8年 10 月 13 日(火)から令和8年 10 月 19 日(月)までとします。

また、募集要項等の配布及び申請の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。

なお、申請者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、申請受付期間内は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は認めません。

(2) 提出書類

別紙「指定管理者指定申請にかかる必要書類一覧」及び「様式集」のとおり

※ 原本1部、副本6部及び資料一式(PDF データ)を入れた CD-R1枚を提出してください。

※ 書類は、全てA4サイズで統一してください。

※ 提出いただいた書類の返却はしません。

※ 法人以外の団体にあつては、相当する書類を提出してください。

(3) 申請資格

申請資格は、次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効又は取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- ① 個人ではなく、法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- ② 市と容易にかつ緊密に連携が可能な団体であること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4及び養父市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続の申立てをしている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団・暴力団員でない者であること。
- ⑥ 国税及び地方税に滞納がない者であること。

※ 複数の法人・団体により構成するコンソーシアム(企業連合等)も可能とします。

なお、コンソーシアムによる申請は、次の事項に注意してください。

- ・ コンソーシアムの適切な名称を決定し、代表の団体を決定すること。
- ・ 当該コンソーシアムの構成団体は、上記①～⑥に該当する団体であること。
- ・ 当該コンソーシアムの構成団体は、別のコンソーシアムの構成員になったり、単独で申請することはできない。

(4) 現地見学会

次の日程により現地見学会を行います。参加される団体は、現地見学会参加申込書(様式8)に必要事項を記入の上、令和8年9月 29 日(火)午後5時までにEメール又はFAXにて提出してください。

※ 日 時： 令和8年 10 月1日(木) 午前 10 時から 2時間程度

※ 集合場所： 養父市とがやま温泉天女の湯駐車場

※ 見学会に参加される方は、各団体 3 人までとします。

※ 質問は、下記「(5) 質問の受付」にて対応します。現地見学会では、質問の受付や回答の対応をしませんので、ご理解ください。

(5) 質問の受付

募集要項及び管理基準等の内容に関する質問は、次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和8年 10 月1日(木)から令和8年 10 月6日(火)まで
- ② 受付方法 指定管理者質問票(様式9)に必要事項を記入の上、Eメールで提出してください。(窓口及び電話での質問には応じられません。)
- ③ 回答方法 質問に対する回答は、現地見学会参加者及び質問をされた全ての団体にEメールで回答します。なお、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なもの等については回答しない場合がありますのでご了承ください。

(6) 指定管理者指定の申請にかかる留意事項

- ① 指定管理者の申請にあつては、条例及び規則を熟知した上で申請してください。
- ② 申請書類等に虚偽の記載があつた場合には失格となる場合があります。
- ③ 申請にかかる経費は、全て申請者の負担とします。
- ④ 申請者名、申請者数及び申請者から提出された書類は、申請受付期間中は非公開とし、提出された事業計画書や管理運営費などの根幹にかかわる書類の変更は原則として認めません。また、申請者1団体につき、事業計画書は1組とします。
- ⑤ 提出された申請書類は、審査のため委員に配布することがあります。また、提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 市は、指定管理候補者に選定された団体の申請書類を議会審議の目的で養父市議会に提出することができます。また、選定されなかった団体の申請書類は、申請者の同意を得た範囲において養父市議会に提出することがあります。これらの場合、市は申請書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- ⑦ 養父市とがやま温泉天女の湯指定管理者選考部会(以下、「選考部会」という。)、養父市とがやま温泉天女の湯指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)及び事務局が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- ⑧ 事務局が提供する資料は、申請にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。
- ⑨ 申請予定者及び申請者が選定委員会委員及び関係市職員と本件について正当な行為以外で接触することを禁じます。
- ⑩ 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ・資金事情の悪化により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - ・著しく社会的信用を損なう等、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ⑪ 指定管理期間開始日までに、人員の確保等ができず営業が困難な場合、指定を取り消すとともに損害賠償を請求する場合があります。

12 指定管理者の審査・選定の方法

(1) 基本的な考え方

指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効率的、効果的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定します。

(2) 審査方法

審査は、第1次審査を産業環境部職員で構成する選考部会で行い、第2次審査を外部有識者を含めた本件に係る選定委員会において非公開で行います。

提出された申請書の審査は、申請資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と第1次審査を通過した申請者に対して第2次審査を行います。

第2次審査は、市が指定する場所と日程において行い、ヒアリング、プレゼンテーション等により、その提案内容等を選定委員会において総合評価方式に準じて審査します。なお、ヒアリング会場への出席人数は3人までとします。

(3) 審査項目

① 第1次審査(資格審査及び書類審査)

次の審査項目について、「選考部会」が審査し、不適合であれば失格とします。

審査項目		適否
1	個人ではなく、法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。	適・否
2	市と容易にかつ緊密に連携が可能な団体であること。	適・否
3	地方自治法施行令第167条の4及び養父市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない者であること。	適・否
4	会社更生法に基づき更生手続の申立をしている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をしている者でないこと。	適・否
5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団・暴力団員でない者であること。	適・否
6	国税及び地方税に滞納がない者であること。	適・否
7	申請資格に記載する管理運営に必要な資格を有する者を確保できること。	適・否
8	提出書類を満たしていること。募集要項の内容を満たしていること。	適・否

※ 第2次審査以降、協定成立までに上記審査項目の不適合に該当した場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

② 第2次審査(提案内容等の審査)

第1次審査を通過した申請者について、次の審査項目の観点から審査します。

審査項目	内 容	配 点	
1 基本的な考え方			
申請に至った経緯・動機について	募集の趣旨と団体の方針・メリットとの整合について	5	20
社会環境等の認識及び改善目標について	施設や事業を取り巻く社会環境等に対する現状認識について	5	
施設運営のコンセプト	施設運営の基本方針、特徴や利点について	10	
2 事業計画			
雇用の確保について	従業員確保の計画について	10	40
施設利用者の確保について	施設利用者の確保計画及びPR等の方策について (ケア浴場の活用含む)	20	
食堂の活用について	食堂の活用に係る提案及び取り組みについて ※別途、個別スケジュールを提出すること	10	
3 管理業務			
人員体制等について	人員配置、雇用、資格者、研修体制等及び予算について	10	20
維持管理体制について	衛生管理、安全管理の体制及び予算について	5	
類似施設の運営実績について	類似施設の運営実績及び管理形態について	5	
4 提案価格			

価格に対する得点 ※上限額を超える提案 価格が失格とします。 <u>上限額 6,560 千円</u> <u>下限額 5,248 千円</u>	$\text{提案価格の配点} = \sqrt{(\text{上限額} - \text{提案額}) \times \text{定数} + \text{配点} / 2}$ ※上記数式により算出した数値(小数点以下第2位を四捨五入)を得点とします。 ※定数 = (配点/2) × (配点/2) / (上限額 - 下限額) ※下限額以下の提案額は満点とします。	20	20
計			100

(4) 採点方法及び選定基準

- ① 非価格に対する採点は、各審査員が各評価項目を5段階評価し、その平均評価点が配点に応じて得点となります。(小数点第2位以下四捨五入)
- ② 選定基準は、非価格に対する得点と価格に対する得点の合計点が 60 点以上かつ、各評価項目の平均評価点が「2.5 以上」とします。
- ③ ヒアリングの内容によっては、補足資料の提出を求める場合があります。
- ④ ヒアリングでの追加提案、新規提案については審査の対象とはなりません。

(5) 指定管理者候補選定

選考部会及び選定委員会が行った審査の結果、指定管理者候補を選定し、市長による指定管理者候補者の決定を受けます。

(6) 審査結果の通知

審査結果通知は、全申請団体へ郵送にて行います。なお、グループで申請した場合はグループの代表団体宛に郵送します。

(7) 指定管理者の決定

養父市議会での議決後、指定管理者の指定(決定)を行い、告示します。

13 協定の締結

指定管理者の選定後、指定管理業務に関し基本協定書(仮)を締結します。

なお、30 日以内に合意に至らなかった場合は、次点候補者に交渉権が移行するものとします。

14 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------------------------|
| ① 募集要項の公表・配布 | 令和8年9月 18 日(金) ～令和8年 10 月 19 日(月) |
| ② 現地見学会の開催 | 令和8年 10 月 1 日(木) |
| ③ 質問受付期間 | 令和8年 10 月 1 日(木) ～令和8年 10 月 6 日(火) |
| ④ 申請書類の受付期間 | 令和8年 10 月 13 日(火) ～令和8年 10 月 19 日(月) |
| ⑤ 第1次審査(資格審査等) | 令和8年 10 月下旬 |
| ⑥ 第2次審査(提案内容等の審査) | 令和8年 10 月 30 日(金) 午後 予定 |
| ⑦ 候補者選定結果の通知・公表 | 令和8年 11 月上旬 |
| ⑧ 基本協定(仮)の締結 | 令和8年 11 月上旬 |
| ⑨ 市議会へ指定議案を上程 | 令和8年 12 月上旬 |
| ⑩ 指定の通知 | 令和8年 12 月(議決後) |
| ⑪ 事務引継 | 指定通知 ～令和9年3月 31 日(水) |
| ⑫ 年度協定の締結、業務開始 | 令和9年4月 1 日(木) |
- ※ 都合により、スケジュールを変更する場合があります。

15 その他注意事項等

(1) モニタリング

市は、施設の効率的・効果的な管理運営及びサービス向上の観点から、営業期間中において毎月現地調査を行い、指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、改善措置を講ずるよう指導を行います。

(2) 指定の取消し等

市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部若しくは一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができます。

- ① 関係法令、関係条例、関係規則、本要項又は協定に基づく市の指示に従わないとき。
- ② 関係法令、関係条例、関係規則、本要項又は協定に違反したとき。
- ③ 指定管理者として指定を受ける際の申請資格に不適合となったとき。
- ④ 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- ⑤ 市が実施するモニタリングの結果、地域振興の目的基準に満たない場合、また、指定管理者の業務が本要項に規定した内容及び協定基準を満たさないと判断した場合、是正勧告を行い、同勧告を行っても改善がみられないとき。

(3) 事業の継続が困難となった場合

協定の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めない事象が生じた場合、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

① 指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、市は指定の取消しができるものとします。

なお、指定を取り消される指定管理者は、次期指定管理者等が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。また、指定を取り消される指定管理者が次期指定管理者等に対する引継ぎを適切に行わない事由により、市に負担が生じた場合は、その負担分は取消しを受ける指定管理者に対して求償するものとします。

② その他の理由により事業の継続が困難となった場合

災害やその他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰す事ができない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業の継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面により通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、次期指定管理者等が円滑かつ支障なく、施設の管理運営業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

(4) 立ち入り検査

市は指定管理者に対して、業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地調査又は必要な指示を行います。また、養父市監査委員は、指定管理者に対して、出納その他の事務の執行に関して監査することができます。

(5) 注意事項

- ① 施設が公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体及び個人に有利又は不利となる運営をしないこと。
- ② 市民、関係団体、官公庁等と連携を図った事業運営を行うこと。
- ③ 地域の振興、活性化に資するような運用に配慮すること。
- ④ 市に準拠した情報公開及び個人情報保護に関する規程を定め、従業員に周知徹底すること。
- ⑤ 緊急対応、防犯対策など危機管理マニュアルを作成し、従業員に周知徹底すること。
- ⑥ 指定管理者が本施設の管理運営にかかる各種規程を作成するときは、市と協議して行うこと。
- ⑦ 業務に必要な各種規程がないときは、市の諸規程に準じて、又はその趣旨に基づいて業務を実施すること。
- ⑧ 指定管理者は、この要項に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議の上決定するものとする。
- ⑨ 市の政策、施策及び事業に協力すること。
- ⑩ 従業員が基本的人権について正しい認識をもって業務の遂行ができるよう適切な研修を実施すること。また、接遇や運営に必要な研修を随時実施すること。
- ⑪ その他、要項等に記載のない事項については市と協議を行うこと。

16 添付資料

- ① 管理区域図面等
- ② 過去の利用実績及び収支の状況(現地見学会以降に希望した団体等に配布します。)
- ③ 貸与備品一覧表(現地見学会以降に希望した団体等に配布します。)
※貸与備品に含まれるリース物品のリース料は指定管理者の負担となります。
- ④ 基本協定書(案)(現地見学会以降に希望した団体等に配布します。)
- ⑤ 養父市とがやま温泉天女の湯設置及び管理条例及び同条例施行規則
- ⑥ 申請書様式集
- ⑦ その他必要書類(現地見学会以降に希望した団体等に配布します。)

17 問い合わせ先及び書類の提出先

【事務局】養父市産業環境部商工観光課

〒667-0198 兵庫県養父市広谷250-1

電話:079-664-0285 / FAX:079-664-1758

E-mail:shoukougankou@city.yabu.lg.jp